

BAN
番

29万人のための
情報発信マガジン

平成22(2010)年 March 3

2010年2月20日発行(毎月20日発行)通巻130号 2001年3月27日第3種郵便物許可

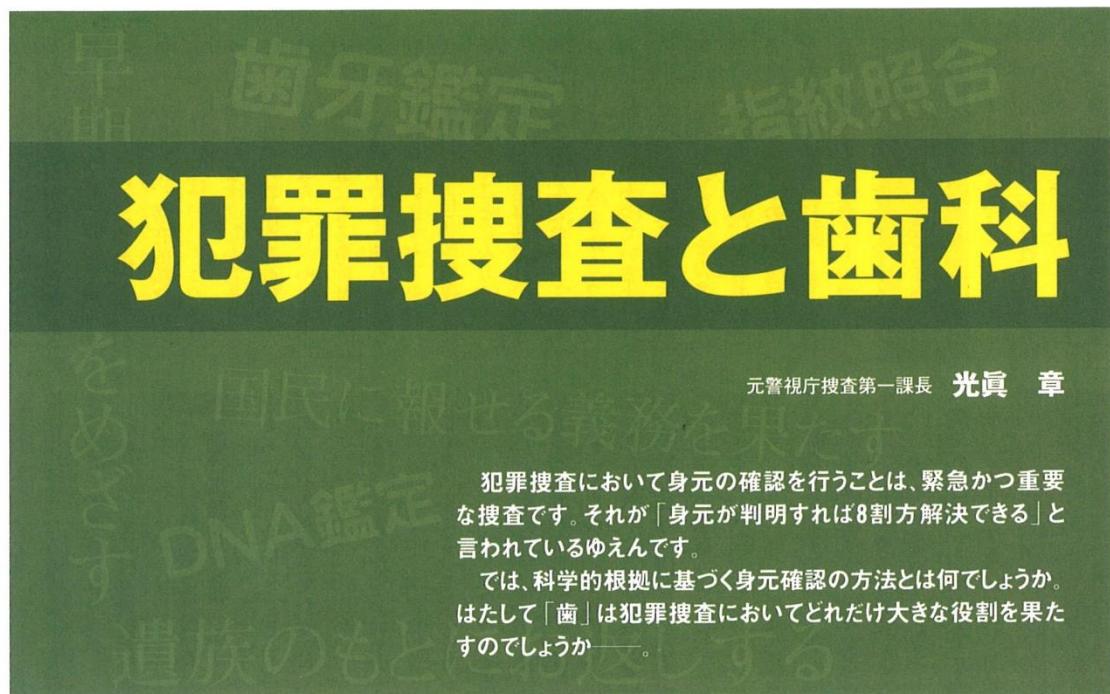
特 集

歯から見る 犯罪捜査

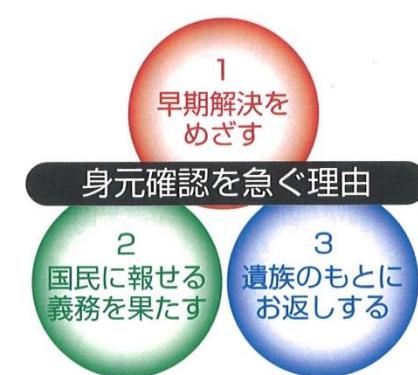
Interview

乃南アサ 作家

◆核兵器が日本の治安を揺るがす時



身元確認を急ぐ理由



警察が身元確認を急ぐのは、事件か否かを早急に判断する必要があるからです。

病死や自然死でない死体で、犯

罪による疑いが残る死体を「変死体」と呼びます。警察は、こうした変死者、または変死の疑いのある死体がある時は、刑事訴訟法第229条第2項の規定により、犯罪捜査の一環として「検視」を行います。

死体の状況は様々で、明らかに死因の特定に努めます。場合によつては、解剖を行うこともあります。

死体死体と即断できる時もあります。死体の身元が不明である場合は、身元確認の作業を行います。それは当然、緊急かつ重要な捜査となります。死体で解明できない事件性の判断を、家族・友人・知人、職場の同僚などの身元関係者から聴取するなど「環境捜査」によって、死に至る事情を明らかにします。また、犯罪死体と判断されても被疑者の特定や逮捕ができていない場合には、被害者側の紛議事案などから、容疑者や犯行動機などを解明し、「捜査本部」を設置するなど、捜査体制確立の判断に資します。

死体遺棄事件では、「身元が判明すれば8割方解決できる」と言っているくらい、身元確認は、捜査を急速に進展させる要素があります。

すが、容易に判断できない、実に悩ましい場合もあります。死体そのものや現場の見分はもとより、身元を確認し、家族などから生前の様子を聴取することによって、死因究明につながる情報を収集し、総合的に死因を判断します。

1 早期解決をめざす

元警視庁捜査第一課長 光眞 章

犯罪捜査において身元の確認を行うことは、緊急かつ重要な捜査です。それが「身元が判明すれば8割方解決できる」と言われているゆえんです。

では、科学的根拠に基づく身元確認の方法とは何でしょうか。はたして「歯」は犯罪捜査においてどれだけ大きな役割を果たすのでしょうか。

犯罪によるものか、事故によるものか、自殺かが容易に判断できない場合、「事件・事故」両面からの捜査にならざるを得ません。捜査員の中には、潜在的願望から「事件でなければいい」との意見を言う者もいます。しかしそうなると、事件性の判断が遅れる分だけ全力捜査にならない、つまり腰が入らない捜査になる危険性があります。

警視庁では、「痺れる3が日」と呼ばれていますが、半徹夜状態で集中して行う初動捜査に、手落ちが生じることになります。

殺人や死体遺棄事件では、犯罪事実に被害者を「だれそれ（の死体）」と明記できるかどうかは、死体の特定にかかるています。特定できなければ、「氏名など不詳の男性」と表記せざるを得ません。

期日が経過したのに、犯行日時や犯行場所が絞り込めず、包括的に記載する犯罪事実には、厳しい捜査状況がうかがわれるのですが、それは同時に捜査を主宰する者にとって屈辱的なことであると自戒すべきであり、身元確認もそれと同様に考えるべきです。

つまりところ、事件捜査の立ち上がりを早くし、捜査に勢いを付けて、早期解決をめざすために、身

元確認が重要な意味を持つことを示すべきことなのです。

これは、主に捜査機関側の事情です。

② 国民に報せる義務を果たす

さらに、社会的な責任として、國民に報せる義務を果たすことがあります。

つまり、事実を明らかにし、マスコミを通じて早く國民に伝えることです。これは、事件・事故を問わず、報道の中で死者の「名前」を、迅速に発表できるかどうかと

いう警察広報の問題です。例えば、火事で「火災現場で2人の男女が焼け死んでおり、連絡が取れない」と言った報道のように、かな

く、「待つておるあなたの帰るその日まで」（平成19、20年）

「待つておるあなたの帰るその日まで」（平成18年まで）

「いつか必ず家族のもとへ」（平

成19、20年）

「待つておるあなたの帰るその日まで」（平成21年）

「待つておるあなたの帰るその日まで」（平成21年）

い限り、「身元確認」の追加報道（追い記事）の機会は極端に少なくなるので、指紋照合であれ、歯

牙鑑定であれ、最も早い方法での身元確認を努力すべきです。

③ 遺族のもとにお返しする

「早く遺族のもとに」お渡しするためにも、身元確認を急がなければなりません。

警視庁では毎年9月に、身元不明死体確認強化月間を設けています。これまでのスローガンは次のよう�습니다。

遺体の焼損が激しいため、日本大学の小室歳信教授に来署を要請し、カルテなどの照合によって、自動車運転者の身元を確認しました。

交通事故による焼死
(K署管内)

平成15年夏の夜、K区内国道

上りで外国製スポーツカーが、無理な追い越しからスリップし、信号柱に衝突、その衝撃で炎上しました。

遺体の焼損が激しいため、日

本大学の小室歳信教授に来署を

要請し、カルテなどの照合によ

って、自動車運転者の身元を確

認しました。

殺人・死体遺棄事件

(S署管内)

平成17年春、会社役員の女性

が突然失踪。関係者の聴取から

同じ会社の社員と、不動産取引

を巡り、トラブルがあつたこと

が判明しました。会社員の男を、

登記権利証を偽造した有印公文書偽造で通常逮捕して追及した

ところ、殺人と死体遺棄を自供しました。

8月、引き当たり先の静岡県

S市の山林土中で腐乱遺体を発見、搬送したS署で検視を行い、被害者の通院先の世田谷歯科医

警察歯科医の支援を受けて
身元確認した事例（東京）

事件・事故が発生した際、警察記事」が必要な事態となるので、歯科医の協力によって、身元が判明した例を具体的に紹介します。

歯から見る犯罪検査

師会・井上重雄医師がレントゲン写真との照合によって、身元を確認しました。

多摩川河川敷内水死体 (T署管内)

平成17年夏の早朝、K市内の多摩川の中州で全裸^(※)の女性死体が発見されました。身体の一部腐敗、損傷はあるものの、刃物傷などではなく、頸部^(くび)などには異常はみられませんでした。

多摩川上流の管内の家出人を捜査したところ、前日に、O警察署から家出入手配された女性に似寄りでした。不明者はO市の歯科医院に通院していたので、同歯科医の広瀬和美医師に開業中の診察を中断してもらい、緊急車両でT署へ招請、検視中の死体の歯牙について、カルテと照合してもらい、身元を確認しました。この女性は深夜徘徊し、誤って川に転落したものと判明しました。

(※) 水流や波浪により水死体の着衣が剥離^(はり)することがある。

殺人・死体遺棄事件 (K署管内)

平成18年春の深夜、男女友達と別れた居酒屋アルバイトの女店員が失踪しました。

この女性が、最後に会った男を9月に強制わいせつ・強盗で逮捕、さらにひたくりで再逮捕し、追及しました。男は取調べに対し、別れ話のもつれから殺害し、車両により死体を遺棄したこと自供しました。

10月、引き当たり先の千葉県S市の雑木林内で白骨死体を発見しました。都内から日本歯科大学の都築民幸准教授と、捜査幹部車両で現地に急行し、現場で「被害者のレントゲン写真と、死体の歯牙^{3番下の骨硬下帯}の一致」で身元を確認しました。即日、男を殺人・死体遺棄で逮捕しました。

根拠を得て行われる例も多くあります。しかし、似通った若者の集団自殺で家族が見誤った例や、何年も音信不通で容貌が変わり、家族が見ても自信が持てない場合もあります。また、腐敗、膨満、ミイラ化して、身体特徴が判別できないものや、所持品・着衣に偽装が施された場合は、漠然とした感覚で判断してしまうことは極めて危険です。したがって、必ず科学的根拠に基づく身元確認を行う必要があります。

死体の状況にもよりますが、火災や航空機事故で、損傷が激しい多数死体や白骨化した死体、バラ事件の一部死体も困難性が高いと言えます。死体の状況によって、効果的な方法を選択すべきです。

1 指紋照合

指紋の歴史は古く、最も早く取り入れられた科学的捜査方法と言えるでしょう^(※)。警察が保管する指紋のデータベースは約100万件で、掌紋のシステムも拡充してきてています。これらは、犯罪歴を有する者に限られています。時折、侵入窃盗事件などで、遺留指紋を抽出するための参考人指紋に応じただけで「指紋を探られたので警察に保管されている」と勘違いをする方がいますので、その場合は説明することが大切です。

犯罪歴がない多くの人については、故人が生前に専用使用していた手帳などに残された、いわゆる「在宅指紋」と対照することになります。終生不变ですから、幼児の頃の手形や足形も対照資料とな

身元確認の方法としては、親族の対面による確認、身体特徴(入れ墨・タトゥー、手術痕、ほくろなど)、所持品・着衣など複数の

身元確認の3要素 —指紋と歯牙とDNA



身元確認の3要素

13 B&N March 2010

ります。

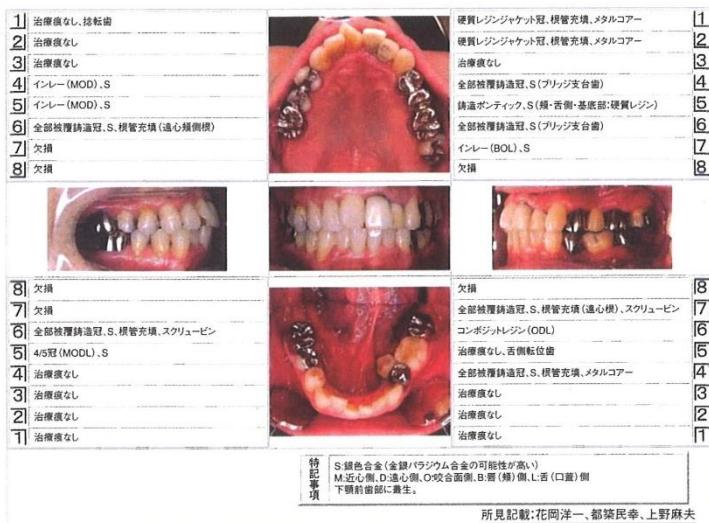
採取・対照方法は、簡便かつ費用も僅少で、警察部内の労力だけで完結できるというメリットがあります。

(※) 英国人ヘンリー・フォールズ博士が明治13(1880)年10月、英國科学誌「ネイチャ」に「手の皮膚条溝に関して」と題する紋の研究を初めて発表して以来129年になります。この

発表によつて、指紋の「終生不变」「万人不同」の特徴が判明し、指紋を個人識別に利用することになりました。日本で、指紋による個人識別法が採用されたのは、明治44(1911)年4月です。警視庁で初めて指紋法を採用してから99年になります。

2 歯科鑑定

歯科医が作成する歯科診療に関する



デジタルデンタルチャート (DDC、詳細は19ページを参照)
それぞれの画像や歯式記号をクリックすると、詳細画像やエックス線写真をみることができます。

昨年から、損傷の著しい死体や焼死体の歯牙鑑定に対し、経費の国費支弁が定められました。歯科医の処遇向上になる施策でもあり、関係者には大変好評を得ています。

歯牙鑑定で、デリケートな問題もあります。例えば、平成12年7月に発生した英国人女性の所在不明事件・ルーシーさん事件の教訓です。失踪直後から捜査を担当し、来日した家族に対して、被害者対

するカルテ、レントゲン写真、デンタルチャート（歯科記録用紙）など、歯牙の治療に関する記録から鑑定する方法です。もちろん、拔歯や再治療などの変化はあるものの、歯牙の配列、治療痕の特徴などで確認されます。殺人事件の被害者の身元を捜査するために、歯科医を対象に、デンタルチャートや治療痕のある歯牙の写真・レントゲン写真の手配を行うこともあります。

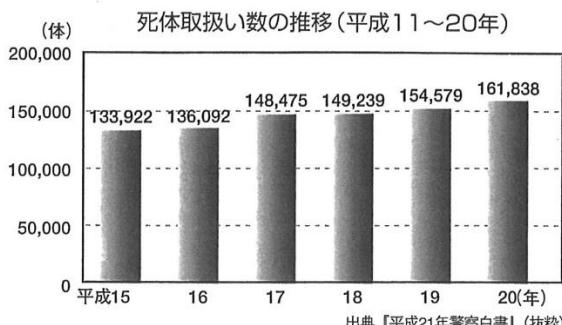
これは、警察が保管する資料ではなく、また専門的な記録であるので、歯科医の協力なしでは達成できません。このため警視庁では、ボーダーブルーレントゲンを導入し、X線技師を育成するなど、歯科医と連携できる捜査員を養成しています。

昨年から、失踪後、死者の浮上後も周辺にルーシーさんの姿がないことから、生存の可能性は極めて厳しいと判断しました。検査を進めていくうち、死体で発見されれば、身元確認のための資料も必要になると考えていましたが、生活基盤が英国につたため、それはその時にと、資料準備の課題を先送りしていました。ところが、デスクの連携に離



※この写真は本文とは関係ありません。

歯から見る犯罪捜査



結局、翌年2月に三浦海岸の洞窟で遺体を発見してから、ロンドン警視庁に協力を求め、家族のDNA型と対照して身元を確認した経緯があります。

もちろん、日本でもあらかじめ歯科診療記録などの資料は収集しが、通常は、家族を通じた方NA型と対照して身元を確認した経緯があります。

語があり、在英國日本大使館を通じて、英國の家族に「ルーシーさんの歯科診療記録の送付」を要請したのです。家族は「日本警察は、娘は死んでいると判断したのか」と猛反発し、「捜査に協力しない」と言つてきました。

法ではなく、警察が直接歯科医院に協力を求めています。ですから、このケースは「関係者の心情」に配慮を欠いた捜査であったと反省しています。

③ DNA型鑑定

遺伝子の塩基配列によって、数億分の1以上の確率で個人識別ができるようになつたため、DNA型鑑定は、被疑者の特定や身元確認の主流になりつつあります。平成17年に警視庁がDNA型のデータベース化を開始し、現在は約7万5000件(被疑者データ)に上っています。

DNA型鑑定は、死体の毛髪、骨髄、血液、爪片、唾液などを検体として鑑定します。データベースが十分集積できていないことから、身元の確認には、親子、兄弟のDNA型と対照します。指紋や異なり、同一という鑑定ではなく、親子や兄弟の肯定確率、例えば、「親子の可能性が99・9パーセント」と判定されます。

DNA型鑑定にも「在宅」の概念があります。故人だけが使用していた櫛や歯ブラシ、眼鏡などから毛髪、皮膚片、汗などの資料を抽出し、DNA型を鑑定します。

警視庁の身元不明死体の確認状況では、昨年初めてDNA型による確認が、従来半数近くを占めた指紋による確認を上回りました。ちなみに、確認の根拠がDNA型の場合は約35パーセント、指紋の場合は約25パーセント、歯牙鑑定の場合は約13パーセント(約40体)、DNA型鑑定は、指紋に比べて、鑑定に要する期間と経費がかかります。死体の状況や検体、対照となる資料、対照結果の要請の緩急などを総合的に勘案し、最も適切な方法で行うべきでしょう。

(※) 昭和60年8月の群馬県御巣鷹山日航機墜落事故。航空史上最悪の520人の犠牲者の身元確認518人のうち、群馬県歯科医師会などの尽力により233人が歯牙で身元を確認しました。平成7年1月阪神・淡路大震災では6434人が亡くなられたうち70件が歯牙で身元を確認しました。

日本法歯科医学会及び警察歯科医会のご協力ご貢献に敬意と謝意を表する次第です。

また最近では、歯科医師の診療時において児童虐待が発見され、関係機関に通報がなされるという事例もあり、犯罪捜査の領域にどうぞまづ、多くの役割を果たされています。

捜査情報を得ることができます。

航空機事故などの大規模事故や自然災害の場面でも犠牲者の身元確認に力を發揮し、大きな実績を残しています。(※)

今回は身元確認を中心について述べましたが、歯の治療方法などから外国人あるいは海外渡航者がどうかとか、経済的な貧富・喫煙の有無、歯の摩耗から推定年齢などの判断も可能で、歯科から多くの

光眞 章(みつざねあきら)

昭和23年石川県生まれ。41年警視庁警察官を拝命。52年国土館大学II部政経学部卒業。特殊犯罪対策官、亀有警察署長、鑑識課長を経て、平成18年第63代捜査第一課長就任。都立広尾病院、東京女子医大医療過誤事件、全日空機長殺人、ハイジャック事件、新宿署管内バラバラ殺人、死体遺棄事件、渋谷署管内女子大生身代金目的誘拐事件などを指揮。19年勇退

